

4 自動車交通公害関係資料

表 4 - 1 自動車排出ガス規制の推移

種別 区分	新 車	使 用 過 程 車
昭和 47年 度 以前	(1) ガソリン・LPG車の一酸化炭素規制 (4モード濃度規制) [LPG車 1.5%] [ガソリン車 2.5%] (2) ガソリン・LPG車のプロパンガス、 蒸発ガス規制 [Og/テスト] (3) 軽油車のジーゼル黒煙規制〔ろ紙の汚染 度 50%〕	ガソリン・LPG車(軽自動車を除く。) の一酸化炭素規制 〔アイドリング時の一酸化炭素 4.5%〕 ただし、昭和47年9月までは 5.5%〕
昭和 48 年 度 規 制	昭和47年12月告示 ガソリン・LPG車の一酸化炭素、炭化水素、 窒素酸化物規制 ① 軽量車(10モード重量規制) ② 重量車(6モード濃度規制) 〔低減率(ガソリン乗用車の場合)〕 一酸化炭素 10.2% 炭化水素 21.4% 窒素酸化物 29.0%	軽自動車の一酸化炭素規制 〔アイドリング時の一酸化炭素 4.5%〕
	昭和48年1月告示	ガソリン・LPG車に対する減少装置の取 付け等の規制 〔低減率〕 ① 点火時期調整 炭化水素 6% 窒素酸化物 18% ② 点火時期制御装置 炭化水素 10% 窒素酸化物 23%〕
昭和 49 年 度 規 制	昭和49年5月告示 軽油車の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物 規制(6モード濃度規制) 〔低減率〕 一酸化炭素 5% 炭化水素 10% 窒素酸化物 20%〕	(1) ガソリン・LPG車(乗用車のみ)の 炭化水素規制 〔アイドリング時〕 4サイクル 1,200 ppm 2サイクル 7,800 ppm 特殊エンジン 3,800 ppm (2) 軽油車のジーゼル黒煙規制 〔無負荷急加速時 ろ紙の汚染度50%〕
昭和 50 年 度 規 制	昭和49年1月告示 ガソリン・LPG車(軽量車)の一酸化炭素、 炭化水素、窒素酸化物規制強化 〔低減率(ガソリン乗用車の場合)〕 一酸化炭素 89.8% 炭化水素 98.3% 窒素酸化物 60.9%〕	

種別 区分		新 車	使 用 過 程 車
昭和 50 年 2 月 告 示	昭和 51 年 度 規 制	ガソリン・LPG車(軽量車)の窒素酸化物 規制強化 ① 等価慣性重量1トン以下 〔低減率(ガソリン乗用車の場合)80.5%〕 ② 等価慣性重量1トン超過 〔低減率(ガソリン乗用車の場合)72.3%〕 2サイクル車の炭化水素規制強化 〔低減率 76.2%〕	ガソリン・LPG車(トラック等)の炭化 水素規制 〔アイドリング時 4サイクル 1,200 ppm 2サイクル 7,800 ppm 特殊エンジン 3,800 ppm〕
		2サイクル車の炭化水素規制強化 〔低減率 98.7%〕 ガソリン・LPG車(重量車)の窒素酸化物 規制強化 〔低減率 41.0%〕 軽油車の窒素酸化物規制強化 〔低減率 直噴式 32.5% 副室式 32.4%〕	
昭和 52 年 12 月 告 示	昭和 51 年 度 規 制	ガソリン・LPG車(乗用車)の窒素酸化物 規制強化 〔低減率(ガソリン乗用車の場合)91.9%〕	
昭和 54 年 1 月 告 示	昭和 53 年 度 規 制	ガソリン・LPG車の窒素酸化物規制強化 〔低減率 軽量車 67.4% 中量車 60.9% 重量車 58.1%〕 軽油車の窒素酸化物規制強化 〔低減率 直噴式 48.9% 副室式 39.6%〕	
昭和 56 年 8 月 告 示	昭和 54 年 度 規 制	ガソリン・LPG車(軽量車・中量車)の窒 素酸化物規制強化 〔低減率 軽量車 80.5% 中量車 70.7%〕	

種別 区分	新 車	使 用 過 程 車
昭和 57 年 規 制	ガソリン・LPG車（重量車・軽貨物）の窒 素酸化物規制強化 [低減率 重量車 71.4 % 軽貨物 70.7 %] 軽油車（副室式）の窒素酸化物規制強化 [低減率 48.4 %]	
昭和 58 年 規 制	軽油車（直噴式）の窒素酸化物規制強化 [低減率 51.2 %]	
昭和 59 年 規 制	手動変速機付軽油車（乗用）の一酸化炭素、 炭化水素、窒素酸化物規制強化 [低減率 一酸化炭素 38 % 炭化水素 56 % 窒素酸化物 車両総重量 1,265 kg超 63 % " 1,265 kg以下 71 %]	